

別表（第4条関係）

補助対象			利用者支援 (補助金額)	多子世帯支援 (補助金額)	
補助基準額	0歳児から2歳児まで	住民税課税世帯	第1子	40,000円 (補助限度額)	—
			第2子		14,000円
			第3子以降		27,000円
		住民税非課税世帯	第1子	25,000円	—
			第2子	12,000円	13,000円
			第3子以降	—	25,000円
	3歳児から5歳児まで	第1子	20,000円	—	
		第2子	10,000円	10,000円	
		第3子以降	—	20,000円	

備考 子どもが2人以上いる世帯で、最年長者を「第1子」、最年長者から順に数えて2人目を「第2子」、3人目以降の子どもの「第3子以降」とする。